

令和 5 年 1 0 月 2 4 日

独立行政法人国立印刷局理事長

令和 5 年度早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

1 募集の対象

職員（財務省からの人事交流職員を除く。）のうち、令和 6 年 3 月 3 1 日現在で 5 0 歳以上 5 9 歳以下の常勤職員。ただし、次のいずれかに該当する職員は、応募することができません。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和 6 年 3 月 3 1 日までに定年に達する職員
- (4) 令和 5 年 1 1 月 6 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 5 年 1 1 月 6 日から令和 6 年 1 月 5 日までの間（募集の期間内）に懲戒処分を受けた職員

2 退職日（国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 2 項に規定する退職すべき期日）

令和 6 年 3 月 3 1 日

※ 認定後に生じた事由により上記期日に退職されると公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を変更することがあります。

3 募集人数（認定予定者数）

1 5 名

4 募集の期間（約2か月間）

令和5年11月6日（月） 9時00分から

令和6年 1月5日（金）16時00分まで

※都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨を周知します。

5 応募又は応募の取下げ

- (1) 応募をする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別記様式第一。以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、6の提出先宛てに提出（持参、電子メール又は郵送（4の募集の期間内必着））してください。
- (2) 応募申請書の提出後に応募を取り下げる場合は、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（別記様式第二）」に必要事項を記入の上、応募申請書と同様の方法により令和6年3月29日（金）16時00分までに提出してください。

6 応募申請書の提出先（本件に関する連絡先）

- (1) 本局受付窓口

〒105-8445 東京都港区虎ノ門2-2-5

独立行政法人国立印刷局総務部人事課人事係

（受付担当）

- (2) 機関担当受付窓口

所属する機関（研究所及び工場をいう。以下同じ。）の人事担当専門官

※ 職場からメールで提出する場合には、各受付担当宛てに局内メールで送付してください。紙媒体による応募及び出向先等からの応募の場合、上記宛先への提出も可能です。

7 認定又は不認定について

- (1) 認定又は不認定の通知

認定又は不認定（結果）の通知は、令和6年1月18日（木）までに、応募者に対して認定通知書又は不認定通知書の交付をもって行います。

- (2) 次のいずれかに該当する場合には、不認定となります。

イ 応募がこの募集実施要項に適合しない場合

- ロ 応募者が応募をした後に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- ハ 応募者が懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ニ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合
- ホ 上記イからニまでのいずれにも該当しない応募者数が募集人数の15名を超える場合には、応募者の年齢（生年月日）の高い順に16番目以降の応募者